

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部改正について

1 改正の趣旨

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

平成28年5月27日に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、「養子縁組里親」が法定化され、「養子縁組里親」が児童福祉法第6条の4の中に従来の養育里親に加えて盛り込まれた。第6条の4が1項2号構成から3号構成に改められ、その第2号に「養子縁組里親」が明記された。その結果、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第11条第1項第11号において、児童福祉法第6条の4の関連箇所について改正を加える。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則改正案要綱

教職員課

一 規則改正の趣旨

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

二 規則案の内容

学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則三 号）第十一条第一項第十一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第一号」に改め、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二 項に規定する」を削り、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として」に改め、「者に限る。」の下に 「若しくは同号に規定する養子縁組里親である者」を加える。

三 施行期日

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第四号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第一号」に改め、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する」を削り、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として」に改め、「者に限る。」の下に「若しくは同号に規定する養子縁組里親である者」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（教職員課）

改 正 案	現 行 規 則
<p>（特別休暇）</p> <p>第十一条 条例第十三条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 職員が生後二年に達しない子の養育をする場合（男性職員が養育をする場合にあつては、その配偶者（当該子について民法第八十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一号に規定する</p> <hr/> <p>養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が養育をすることができないときに限る。）一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内の時間</p> <p>十二～十八 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第十一条 条例第十三条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 職員が生後二年に達しない子の養育をする場合（男性職員が養育をする場合にあつては、その配偶者（当該子について民法第八十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が養育をすることができないときに限る。）一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内の時間</p> <p>十二～十八 略</p> <p>2及び3 略</p>